

## 嘉承二年の『御即位次第』について

樋笠 逸人

はじめに

本稿では、宮内庁書陵部所蔵の儀式書の中から、九条家旧蔵（九条本）の『御即位次第』と題する史料を紹介する<sup>①</sup>。

九条本『御即位次第』は、嘉承二年（一一〇七）二月一日の「為房卿記」との識語を有するものの、書陵部図書課閲覧室のカード目録によると、記者は不明とされている。このような事情もあるためか、先行研究では論及されたことのない、未翻刻の史料である。しかし本書は貴重な古写本である上に、詳細な儀式次第と豊富な先例を載せており、院政期までの即位儀礼について数多くの知見を得ることができている。その中には、後三条天皇の結印の作法に関する未見の記述も含まれている。中世の即位灌頂をめぐる議論に一石を投じるであろうこの記述も、本書の性質を踏まえて検討すべきことは言うまでもない。

本書について検討する上で前提となるのは、儀式に際して個別に作成される儀式書の存在である。このような儀式書の作成は、藤原公任が撰した平安中期の代表的な儀式書、『北山抄』の成立にも関わって

いる。『北山抄』の各巻は、それぞれ異なる事由により作成が開始された可能性が指摘されており、巻五・踐祚抄に収められた儀式次第は、公任が三条天皇の大嘗会に際して抄出した「大嘗会事」や、後一条天皇の踐祚に際して作成した「讓位式」に基づくものと推定されている<sup>②</sup>。前者の「大嘗会事」は、左大臣道長の命を受けて抄出されたもので、公任は大嘗会の「次第」を道長のもとに持参している（『権記』寛弘八年十一月九日条）。また後者の「讓位式」については、公任が藤原実資のもとに何度も草案を書き送り、助言を仰いでいる（『小右記』長和五年正月二日条）。『北山抄』は、このような個別の「次第」や「式」を作成した経験を活かして撰述されていた。

本稿で論証する通り、九条本『御即位次第』は嘉承二年の鳥羽天皇の即位に際して作成された儀式書である。さらに本書の内容は、「江次第」の説として諸記録に引用されていることも判明した。筆者は『江次第』を撰した大江匡房（一〇四一～一一一一）である。ただし本書の内容は、『江家次第』の現行諸本と大きく異なるものである。

九条本『御即位次第』と『江家次第』の現行諸本はどのような関係

にあるのか。また本書ほどの程度流布し、参照されたのか。さらに本書が作成された背景として、当時の撰閲家と匡房との関係も検討すべき点である。本書が投げかける問題は多岐にわたるが、本稿では、九条本『御即位次第』の全文を翻刻するとともに、筆者と成立時期に関する基礎的な考察を行うことを主な課題とする。上述の問題に対する私見は、煩瑣な形ではあるが、本書の書誌を明らかにする中で適宜述べることにしたい。

## 一 九条本『御即位次第』の紹介

### (一) 九条本『御即位次第』の書誌情報

本書は宮内庁書陵部所蔵、九条家旧蔵の卷子本一巻である。函架番号は九一五五。閲覧室のカード目録によると、鎌倉期の写本とみられる。登録名は「御即位次第(尾欠)」、書陵部の修補にかかる現表紙には、「御即位儀次第」の題箋を付す。

現表紙を除く紙数は計二三紙で、紙高はおよそ二九cm。第一紙(幅一cm)は旧表紙で、紙面の奥寄りに「御即位」の外題を記す。第二紙(幅一〇・五cm)は第一紙より新しい補紙で、「為房卿記(嘉承二十二月朔日/鳥羽院事)」の識語を記す。これらの外題・識語は共に、江戸前期の九条家当主である道房の筆とみられる<sup>3)</sup>。

本文は第三紙から第二三紙までの合計四二五行。一紙ごとの幅は、第三紙が三八cm、第四紙以下は四六・五cm程度である。天地に各一条の墨界(界高はおよそ二五cm)を引く。本文冒頭には「御即位

儀」の巻首題があり、本文と同筆である。全体の所々に朱筆の首書と合点を付すほか、墨筆傍書や挿入符による本文の訂正も一部に見られる。本文には字句の誤脱や、割書の一部が誤って本行に記されたとみられる箇所が多いことから、原本ではなく写本と認められる。

巻尾は本文の途中で失われており、第二四紙の糊離れが原因とみられる。奥書も残っていないため、本書の素性については、第二紙の識語の正否を検討しなければならない。この識語によると、筆者は藤原為房(一〇四九―一一一五)、内容は嘉承二年二月一日の鳥羽天皇即位の事であるという。

なお、「御即位次第」という書名は、いわゆる「次第書き」によって記された儀式書の通称であり、同名異種の諸本が多数存在する<sup>4)</sup>。本稿で取上げる九条本『御即位次第』は、数ある「御即位次第」の中でも独自の内容が多く、史料的价值が極めて高い。そこで本稿では、本書が鳥羽天皇の即位のために作成された儀式書であることを明示するために、「嘉承御即位次第」と仮称することにしたい。

### (二) 特徴的な内容

天皇の即位儀は、踐祚儀(劍璽渡御儀)の後、吉日を選んで行われる。即位儀の挙行には、代替りの報告のため伊勢神宮に奉幣する御即位由奉幣や、会場となる大極殿・八省院の装束(しつらえ)など、数々の儀礼・実務が伴う。嘉承御即位次第は、このような即位当日までの行事を指南した上で、当日の儀式次第を記す内容となっている。

内容を詳しく見ると、平安時代の一般的な儀式書とは異なる特徴が

以下のような点に認められる。263行目からの「行列次第」には「里内儀」との註記があり、同様に235行目にも、「里内裏」の場合は留守を置くことが記されている。平安前期の『儀式』、および『西宮記』には、即位行幸の次第が記されていない。平安中期以降に里内裏が常態化し、大内裏にある八省院への行幸が必要になったことを踏まえて、嘉承御即位次第は行幸に関わる詳細な次第を載せたのであろう。

また嘉承御即位次第は、幼主の場合の儀式次第を随所に記している。天皇の代行・補佐は「摂政」が行い、行幸と大極殿への出御の際には、「皇后」（この場合は先代の皇后、すなわち母后）が天皇と同じ御輿に乗り、共に高御座に着く。幼主の即位が慣例化してもなお、『北山抄』は成人天皇の即位を前提とし、幼主の先例を註で付記するに留めている。これに対して嘉承御即位次第は、一貫して幼主の即位を想定している。加えて諒闇の場合の素服・吉服の使い分けに言及している点〔4行目、50行目〕も、一般には見られない特徴である。

嘉承御即位次第が、はじめに述べたような特定の天皇の即位に際して作成された儀式書だとすると、これは先帝の崩御からまもなく、幼主の即位が予定されている状況で作成されたものと考えられる。当時五歳の鳥羽天皇の即位は、堀河天皇の崩御後、里内裏からの行幸と、母后（准母令子内親王）の同輿・同座が行われた事例である。

### (三) 作成時期を示す記述

本書が嘉承二年に作成されたことを示す記述は、51行目の「前十許日以吉日」に始まる箇所である。御躰平安と即位当日の好天を祈願す

る内容だが、このうち消息を遣わすべき諸寺の一覧には、東大寺以下九箇寺に続けて、「尊勝寺を加ふべきか」と記されている。尊勝寺は堀河天皇の御願寺である。後三条天皇の御願寺である円宗寺、同じく白河天皇の法勝寺に続けて記されていることからすると、これは堀河天皇の後継である鳥羽天皇の即位に際しての記述と推測できる。

この十箇寺は、その後の記録に見える嘉承の先例に合致するのだが、ここで若干の説明を要する。まず『三長記』建久九年（一一九八）二月二日条は、土御門天皇即位に際し、東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・東寺・仁和寺・円宗寺・法勝寺・尊勝寺からなる「嘉承九箇寺」を先例として挙げている。法成寺の名がここに無く、「九箇寺」となっている理由は、もう一つの史料、東山御文庫記録『御即位条々雜例兼日』上「諸社諸寺御祈事」〔5〕によって判明する。この史料にも嘉承の例として、東寺・東大寺・興福寺・仁和寺・延暦寺・園城寺・円宗寺・法勝寺・尊勝寺の九箇寺が挙げられているが、「延暦寺」に続く細字註には、「付三祇園・日吉・法成寺・楞嚴院」の一文がある。法成寺に対する祈祷の命は、延暦寺に付して下されたのである。

嘉承御即位次第に記された十箇寺での祈祷は、嘉承二年の実例と認められる。尊勝寺が初めて対象となったのは鳥羽天皇の時であり、本書が嘉承二年に作成されたことは疑いない。

### (四) 嘉承度の記録との齟齬

嘉承御即位次第が作成された時点では、諸寺への祈祷の命が下されておらず、尊勝寺は候補に留まっていた。その後、尊勝寺にも祈祷の

命は下されたが、一方で法成寺への下知は延暦寺に付された。嘉承御即位次第には、実際に挙行された儀式次第と一致しない記述がある。

3行目以下では、摂政による御即位由奉幣の代行を記しており、これは応徳三年（堀河天皇即位、摂政師実）の先例であることが分かる。ただし嘉承の御即位由奉幣は堀河天皇崩御による諒闇中に当った。そのため筆者は、諒闇中にも摂政は吉服を着てこれを行うとの一文を書き添えたと考えられる。しかし『殿暦』嘉承二年一月七日条によると、摂政忠実が延長の例（朱雀天皇即位、摂政忠平）に準拠し、諒闇中には天皇も御拝を行なわないことを理由に、代行を見送った。

同様のことが、即位当日に摂政忠実が祇候した場所についても言える。既に先学が明らかにしている通り、応徳以降は摂政が高御座壇上に祇候して幼主の補佐を行うことが慣例となった<sup>6</sup>。嘉承御即位次第も応徳の例を引き、高御座壇上に円座を敷き摂政の座とすることを記している（119行目）。しかし忠実が実際に祇候した場所はこれと異なる。嘉承御即位次第が記す壇上の円座の位置は「西北角」だが、当日の忠実は「高御座中層丑寅角円座」に着き、「応徳例」に従って密々に天皇へ菓子を供した（『殿暦』同年二月一日条）。嘉承御即位次第の筆者と忠実は、それぞれ異なる形で先例を参照している。

嘉承御即位次第は「故摂政」（師実）の説を二箇所（18行目、35行目）に記しており、筆者は撰関家と親しい人物であるように見える。しかし忠実は筆者の説を採用せず、御即位由奉幣の代行を止め、即位当日は「高御座中層丑寅角円座」に着いた。嘉承御即位次第の筆者と忠実との関係が疎遠であることを思わせる。

#### （五）藤原為房撰『撰集秘記』との比較

第二紙の識語で筆者に擬されている藤原為房は、撰関家の信任篤く、嘉承二年当時も忠実の家司を務めている<sup>7</sup>。前節での検討から、「為房卿記」という記載は疑わしいと考えるが、ここで為房が撰した『撰集秘記』<sup>8</sup>と、嘉承御即位次第の特徴を比較してみたい。『撰集秘記』は本来の四〇巻のうち多くが散逸し、即位に関する記述は現存諸本に含まれていない。しかし『撰集秘記』の編纂には一貫した方針があり、為房の先例観と先行儀式書に対する態度が如実に表れている。『撰集秘記』の編纂方針は、嘉承御即位次第の記述態度と明らかに相違し、むしろ嘉承御即位次第の筆者独自の姿勢を浮かび上がらせるものである。

『撰集秘記』は、藤原為房が「数家秘記」を「切統」ぎ、「今案」を書き添えて白河院に進上した儀式書であるという（勸修寺家本『永昌記』嘉承二年五月記紙背文書）。その特徴は、恒例・臨時の行事ごとに、複数の儀式書の記述をほぼ原文のまま並べ、文字通り「切統」いだ形態をとっている点にある。また為房が採録した「数家秘記」には、『装束記文』『清凉記』『藏人式』『九条年中行事』『西宮記』『北山抄』『行成卿抄』の七書が含まれていることも明らかになっている。

嘉承御即位次第と『撰集秘記』との編纂方針の違いは、『北山抄』の参照方法に顕著である。嘉承御即位次第も複数の儀式書を参照した形跡があり、とりわけ儀式次第の記述は『北山抄』からの影響が濃い<sup>9</sup>。ただし嘉承御即位次第は、『北山抄』の本文を分断し、不足している儀式次第を書き加え、あるいは異説を削除し、さらに作法を

書き改めた箇所すらある。一例を挙げると、左侍従が礼畢を奏する作法の記述〔384〜391行目〕は、『北山抄』巻五の「殿上侍従儀」に一致する語句が多い。しかし大極殿南栄から御前へ進む作法については、『北山抄』が第五間東楹西で「北折」して傍行する説を採りつつ、割註で複数の説があることを記しているのに対し、嘉承御即位次第は『北山抄』の割註を省いた上で、第五間東楹西より入ったのち「西折」する説に改めている。また嘉承御即位次第は、兩儀に関する一説を「北山抄曰」として引用しているが〔407行目〕、実は『北山抄』の引用は、403行目の「主殿寮」の記述から始まっている。嘉承御即位次第の筆者は、先行儀式書の次第・作法を、自説に吸収して記述する姿勢を貫いている。

現存する『撰集秘記』の本文のうち、為房自身の「今案」に当る記述は極めて少ないことが指摘されている。為房は、先行儀式書の原文を尊重し、内容の重複を厭わず引載することで、複数の儀式次第や作法を忠実に伝えている。原典主義とも言うべき『撰集秘記』の編纂方針は、嘉承御即位次第の筆者の姿勢と対極的であると言つてよい。

## 二 嘉承御即位次第の筆者

### (一)「江次第」の逸文

嘉承御即位次第は、当時の状況に即した儀式次第を取入れ、先行儀式書の記述を積極的に書き改めて作成されている。それゆえ、他の儀式書には見られない独特な内容も散見する。そこで本書の特徴的な記

述を精査したところ、「江次第」の逸文と一致することが判明した。まずは仁安三年（一一六八）の「俊経卿記」<sup>〔10〕</sup>が記す逸文を確認する。「俊経卿記」は、高倉天皇の即位に際し、行事弁の藤原俊経が、大極殿と小安殿を主とした装束を記述した史料である。本文の割註には先例との相違点や異説を記しており、嘉承御即位次第と一致する内容が含まれている。次に掲げるのはその一例であり、俊経はこれを「江次第」の説として引用している。

（高倉天皇）  
良角屏風内敷<sup>〔11〕</sup>菅円座一枚、（此円座不<sup>レ</sup>載<sup>〔12〕</sup>記文<sup>〔13〕</sup>、如<sup>〔14〕</sup>江次第<sup>〔15〕</sup>者、乾角可<sup>レ</sup>敷敷、然而応徳例敷<sup>〔16〕</sup>良角<sup>〔17〕</sup>之由、見<sup>〔18〕</sup>為房卿記<sup>〔19〕</sup>、

高御座壇上の円座については前述したが、西北（乾）角に敷いた実例は確認できず、この「江次第」逸文と嘉承御即位次第のみに見られる独特な説である。しかも応徳の例では良角に敷かれていたことが「為房卿記」に見えるという。為房による記録は九条本『堀河天皇御即位部類記」<sup>〔20〕</sup>に収められており、奉行職事として天皇の出御に供奉した為房は、摂政師実が「壇上良角屏風内」に祇候したことを明記している。摂政の座を乾角に敷くという説は、為房のものではない。

「俊経卿記」はさらに二箇所、「江次第」の説を引用している。一つは、高御座の装束に関する「件帽額二双、寛徳以後紛失、不<sup>レ</sup>懸<sup>〔21〕</sup>北乾二方<sup>〔22〕</sup>之由、見<sup>〔23〕</sup>江家次第<sup>〔24〕</sup>」という記述、もう一つは、礼畢を奏する侍従の位罫に関する「如<sup>〔25〕</sup>江次第<sup>〔26〕</sup>者、若三位奉仕者、可<sup>レ</sup>敷<sup>〔27〕</sup>此三位罫<sup>〔28〕</sup>云々」という記述である。前者は嘉承御即位次第の87〜88行目、後者は113行目に照応する。このように「俊経卿記」が引く「江次第」の説は全て、嘉承御即位次第に記されている<sup>〔29〕</sup>。

以上の「江次第」の説は、いずれも流布本『江家次第』には見られないものである。天皇代替りの諸次第を収めた『江家次第』踐祚卷（流布本の卷十四・十五）のうち、御讓位・固閑・坊官除目・建礼門行幸・御即位・大嘗会御禊を内容とする踐祚上卷については、室町期以前の古写本が確認されておらず、現行諸本に大きな異同はない。一方、下巻については流布本と異なる内容を持つ古写本が現存しており<sup>13)</sup>、上巻にも異本が存在していた可能性が考えられる。

「俊経卿記」は、流布本『江家次第』と異なる内容の「江次第」を参照していた。これは「嘉承江抄」とも呼ばれていたことが、平安末期の史料から明らかである。

## (二)「嘉承江抄」について

「嘉承江抄」の存在が確認できるのは、安徳天皇の即位を記録した『山槐記』治承四年（一一八〇）四月二二日条である。筆者の藤原忠親は、天皇が高御座に渡御する際に劍璽を持つ内侍二人の位置について、「嘉承江抄」の説を参照している。

大理云、内侍可<sup>(平書)</sup>候<sup>レ</sup>前後<sup>二</sup>之由、雖<sup>レ</sup>載<sup>レ</sup>式、共候<sup>二</sup>御前<sup>一</sup>者、清涼抄云、奉<sup>レ</sup>從<sup>レ</sup>如<sup>レ</sup>常、可<sup>レ</sup>列<sup>二</sup>前後<sup>一</sup>歟、又嘉承江抄如<sup>レ</sup>此、然而任<sup>二</sup>代々儀<sup>一</sup>列<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>歟、

「嘉承江抄」は、「式」と同じく天皇の前後に列する説を載せていた。これに対し、当日の劍璽内侍は御前の左右に列していたという。ちなみに平時忠のいう「式」とは、左大臣藤原経宗が治承の新式として作成した『即位式』を指す<sup>14)</sup>。ここで問題となっているのは、儀式書

の説と実例との相違であり、「嘉承江抄」は嘉承の即位に際して作成された儀式書、すなわち「江次第」とみてよい。そして嘉承御即位次第の359〜360行目は、「嘉承江抄」の説と一致するのである。

嘉承御即位次第が「江次第」であることはほぼ確実だろう。ところが、流布本『江家次第』は「内侍二人（劍在<sup>二</sup>御前左<sup>一</sup>、璽在<sup>二</sup>御前右<sup>一</sup>）」という逆の説を記している。これをいかに理解すべきだろうか。

流布本は、即位の儀式次第に続いて「即位間事」という項目を立て、延久四年（一一七二）二月二十九日の白河天皇即位の記録を載せている。その見出しにはなぜか、堀河天皇の即位に当る「応徳四年十二月十九日、左大弁大江匡房朝臣」という割書があるが、この見出しの日付は、匡房が応徳の即位に際して、延久の記録を抄出したことを意味するのではなからうか。この点から推測するなら、流布本の即位次第は「即位間事」と共に応徳の段階で執筆されたが、匡房は更にそれを書き改め、嘉承御即位次第を作成したという説明も可能だろう。

ただし、嘉承御即位次第と流布本『江家次第』の内容は、前者が後者を増補したものと言うよりは、全く異なる儀式書として成立したと言つてよい程の違いがある。この理由については多くの課題を残しているが、流布本の即位次第は、匡房が抄出した「即位間事」を参照して、別人が作成した可能性も疑ってみるべきではなからうか。また、嘉承御即位次第は『江家次第』踐祚上巻に収録されたものではなく、単独の「江次第」として伝わった可能性もある。

一条兼良は『江家次第』の成立について、「始不<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>一書<sup>一</sup>、臨時公事之期漸々撰<sup>レ</sup>之、後人集而成<sup>二</sup>廿一卷<sup>一</sup>、立<sup>二</sup>恒例臨時部類<sup>一</sup>者」と

述べている（『江次第鈔』発題）。「臨時公事の期に漸々撰」したという説は、嘉承御即位次第の存在によって裏付けることができる<sup>15</sup>。

### （三）嘉承の「江次第」その後

嘉承の「江次第」は、少なくとも室町中期まで流布していたらしい。

平松文庫本『御即位次第』第五冊<sup>16</sup>は、寛正六年（一四六五）の後土御門天皇即位に際して作成されたもので、流布本と異なる「江次第」の引用が二箇所にある。即位前日の十箇寺諷誦に関する「江次第」云、件寺随<sub>レ</sub>時不<sub>レ</sub>定」という記述と、内弁大臣が宣命の清書を奏する次第の「不<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>草、但有<sub>二</sub>辞別<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>草、〈江次第説〉という記述である。嘉承御即位次第では228行目と236行目に照応する。

私が気付いた範囲では、この寛正の御即位次第が、嘉承の「江次第」を引用した最も新しい史料である。嘉承の「江次第」は、おそらく応仁・文明の乱から江戸前期までの間に散逸し、その筆者すら不明になつたと思われる。

九条家に残された嘉承御即位次第を「為房卿記」と認定した道房は、寛永二〇年（一六四三）の後光明天皇即位に際し、『大礼一覽』<sup>17</sup>を編纂した。『大礼一覽』は、即位の次第書きに加えて、平安期まで遡る諸記録を引勘した儀式書である。その骨子となっている次第書きの多くは、出典名が示されていないものの、嘉承御即位次第を引用したものである。道房は「為房卿記」と誤認したまま、これを座右に置いたものと思われるが、嘉承の「江次第」は奇しくもこのような形で、再び儀式書としての価値を認められたのである。

## 三 嘉承御即位次第と大江匡房の個性

### （一）大江匡房の博識と「僻事」

改めて嘉承御即位次第の内容を振り返ると、筆者が大江匡房であることを裏付ける特徴は随所に認められる。

第一章第五節で取上げた『北山抄』との密接な関係と、儀式次第の積極的な改変は、『江家次第』に見られる特徴として指摘されている<sup>18</sup>。また、嘉承御即位次第の三割以上を占める装束の詳細な記述は、『江記』の特徴<sup>19</sup>に共通しており、弁官を長年務めた匡房の実務経験を踏まえたものと言える。あるいは、即位の日時勘申に用いる書物として『集靈金匱経』と『遁甲経』を挙げている点（32～33行目）や、袞冕十二章について考証を加えている点（416～421行目）などは、漢籍や陰陽道にも通暁した大学者匡房ならではの記述と言えよう。

『江家次第』は、藤原忠実の父、師通の依頼によって書かれたといい、匡房が毎日のように師通宅に参入し、忠実にも日記の書き方を指南したことは、忠実自身の語るところである（『中外抄』下）。しかし忠実は、『江家次第』よりも『西宮記』と『北山抄』を重視し、『江家次第』に対しては「サトク物ヲ見計<sub>ニテ</sub>、サカシキ僻事等相交」という批判を加えた（『富家語』）。本稿でも繰返し取上げた、高御座壇上の円座に関する一説は、まさしく忠実の言う「僻事」に当てはまることになる。嘉承御即位次第の記述は、このような批判の対象になりにかねない学術的な一面も覗かせている<sup>20</sup>。

後三条天皇の結印に関する記事（356～358行目）もまた、匡房の見識

を大いに披瀝したものである。治暦四年（一〇六八）の即位に立ち会い、後三条天皇が大日如来のように印を結んだことを書き伝えたのは「匡房本人であり」「後三条天皇御即位記」所引「匡房卿記」、この記録は即位灌頂の濫觴を記す唯一の同時代史料として知られてきた。

匡房は嘉承御即位次第を記すにあたり、治暦の日記には記していない後三条天皇の「本尊」に関する記述と、後三条天皇以外の先例の有無に関する記述を加えている。これらの記述を踏まえて、即位灌頂の成立過程は再検討されるべきだろう。この点は別稿での課題としたいが、その見通しを本稿の最後に述べておく。

## （二）後三条天皇の結印記事

即位灌頂の重要な要素の一つに、摂関による印明の伝授がある。摂関家（二条家）による印明伝授が確立するのは鎌倉後期以降と考えられており、即位灌頂の確実な初見は、二条師忠より印明を伝受した伏見天皇の事例に下る<sup>(21)</sup>。後三条天皇に即位灌頂の創始を認める研究者の間でも、その後の連続的な実修は立証されていない<sup>(22)</sup>。しかし近年、上島亨氏は摂政が高御座壇上に祇候したことに着目し、堀河天皇と鳥羽天皇にも印明伝授が行われた可能性を示唆した<sup>(23)</sup>。院政期から鎌倉前期にかけての即位灌頂の伝授と実修については、いまだ定説を見ず、確実な史料の不在が大きな障壁となっている。

私は後三条天皇の結印が、明確な意図をもって行われた密教的な作法だったと考えるが、この時点をもって即位灌頂が成立したとは考えない。天皇個人の手の中にあつた宗教的所作が摂関家に委ねられ、儀式

次第の秘説に転化したという点で、摂関家による印明伝授の実施こそが、最も重要な画期となるだろう。

嘉承御即位次第の中で匡房は、「故摂政」師実の説を引き、「若しくは即位の日、この印を結ぶべきの由、所見あるか」と述べている。後三条天皇以外にも作法が伝授されたことを示唆する興味深い記述であり、後三条天皇の結印が周知の事実だったことが窺える。ただし師実の説は、「何年の院」か不明な「旧記」にこの事が記されていたというものである。堀河・鳥羽天皇の即位に際して、摂政が結印の作法に直接関与していた蓋然性は低いと思われる。

むしろ注目すべきは、「本は一字金輪を持し、御本尊と為し給ふ」と判読される記述である。従来、後三条天皇の結印は大日如来との一体化を表したものと説明されてきた。しかし、治暦の日記と嘉承御即位次第に共通する「大日如来拳印の如し」という一文は、「拳印」（智拳印）の形を代表的な尊格によって説明したものに過ぎない。一字金輪（大日金輪）もまた智拳印を結ぶ尊格である。一字金輪が本尊であるという匡房の見解は、後世の言説とは異なる、後三条天皇の思想の核心を突いたものではないだろうか。後三条天皇（尊仁親王）に撰進された成尊の『真言付法纂要鈔』から発展し、一二世紀以降に成立すると言われる大日如来・天照大神・天皇の同体説<sup>(24)</sup>は、匡房の言説のうち「大日如来の如し」という部分のみに焦点を当て、その上に形成されたものと位置づけられよう。

匡房の言説が即位灌頂の成立に与えた影響は、おそらくこれまでの研究で論じられてきた以上に大きい。しかし同時に、嘉承御即位次第

に記された説の伝播には限界もあったとみられる。後三条天皇の結んだ印を大日如来に譬えた『江記』の記述が、後世の史料に散見するのに対し、嘉承御即位次第の記述が引用された例は管見に及んでいない。嘉承御即位次第は、鳥羽天皇の即位に際して作成された実用的な儀式書であり、「近年識者皆悉持此」(『中外抄』下)と評された「江次第」であるがゆえに、その内容は『江記』以上に、当時の故実先例に基づく批判に晒されたと考えられる。加えて、「江次第」に対する批判の先鋒に藤原忠実がいたことは、特筆しておくべき点である。

#### おわりに

本稿では、九条本『御即位次第』が嘉承二年に作成された「江次第」であることを明らかにしたが、その書誌については論じきれなかった点も多い。特に、本書と流布本『江家次第』践祚上巻との関係については、「江次第」逸文のさらなる博捜を必要とする。また、本書が九条家に伝来した経緯も未詳であり、九条家文庫の全体像の解明に俟つところが大きい。

なお、嘉承二年の『御即位次第』のその他の写本は管見に入らず、今のところ宮内庁書陵部所蔵の九条本は孤本と考えられる。ただし、「御即位次第」と称する儀式書には、成立年の不明なものが少なくない。九条本で欠けてしまった情報を補う写本が見出される可能性は十分に考えられ、諸本の調査をさらに継続する必要があることは勿論である。

#### 註

- (1) 宮内庁書陵部所蔵九条本の検索・閲覧に際しては、小倉慈司編「宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本目録(稿)」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第四輯、思文閣出版、二〇一二年)を参照した。現在は書陵部所蔵資料目録・画像公開システム (<http://toshoryo.kunicho.go.jp>) で検索が可能である。
  - (2) 和田英松「本朝書籍目録考証」(明治書院、一九三六年)、所功「北山抄」の成立」(同『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年)。
  - (3) 九条道房は、寛永一八年より自家蔵書の点検・修補を行っている(松澤克行「寛永文化期における九条家文庫点描―九条道房の蔵書整理と貸借―」(『文学』一一―三、二〇一〇年)。九条本にはこのとき記された外題・識語等を有する古写本が多い。一例として『土右記』(函架番号九一三)は、巻首本紙以前に旧包紙の断片と旧仮表紙の断片が後綴されており、前者には「延久元年夏 右大臣俊家公記」、後者には「延久元年四月十三日」と記されている。巻末には「延久元年右大臣俊家公記／寛永十八年六月一見了、右大臣〔花押〕」の奥書を有し、旧包紙・旧仮表紙も同じく道房の筆とみられる。ただし本文は源師房の日記であり、道房が「俊家公記」と誤認している点も確認しておきたい。
  - (4) 九条本『土右記』については、平林盛得「土右記 延久元年夏」(『書陵部紀要』一二、一九六〇年)を参照。
- 『御即位次第』と称される儀式書は、即位する天皇、もしくはその時の年号を冠した題を持つことも多い。後述する平松文庫本『御即位次第』のように、複数の天皇の「御即位次第」がまぎって伝来している場合もあれば、冷泉家時雨亭文庫所蔵『朝儀諸次第』のように、恒例・臨時の行事を網羅した次第書群の中の一冊として伝来している場合もある。『朝儀諸次第』および次第書の性質については、冷泉家時雨亭文

庫編『冷泉家時雨亭叢書 朝儀諸次第一』（朝日新聞社、一九九七年）、石田実洋『藤原定家の次第書書写』（『明月記研究』六、二〇〇一年）を参照。

- (5) 東山御文庫記録『御即位条々雑例』勅封番号一四一―七四・七五は、「兼日」上下巻と「当日」上下巻からなる四点の冊子本である。即位に関する項目ごとに、延慶までの先例を掲載した史料で、原本は延慶元年（二二〇八）の花園天皇即位後に完成したものとみられる。宮内庁書陵部所蔵のマイクロフィルム（N二二四五）を閲覧した。

- (6) 末松剛「即位式における撰関と母后の高御座登壇」（同『平安宮廷の儀礼文化』吉川弘文館、二〇一〇年、初出は一九九九年）。

- (7) 『中右記』嘉承二年一月二十九日条。なお、『殿暦』同年一〇月一日条によると、忠実は平時範と藤原為房に、「御即位・大嘗会沙汰事」を書き出すよう命じている。

- (8) 以下の『撰集秘記』に関する内容は、註(2) 前掲和田英松著書、所功編『京都御所東山御文庫本撰集秘記』（国書刊行会、一九八六年）、吉川真司編『勸修寺家本職掌部類』（京都大学文学部博物館の古文書）第四輯、思文閣出版、一九八九年）を参照。

- (9) 神道体系本『北山抄』と照応する箇所を以下に示す。

嘉承御即位次第

神道体系本『北山抄』（頁／行）

- 66／67 前二日／諸衛恒恒 288／4  
 241／261 次左次将／可尋之 576／13 577／7  
 317／323 入自含輝門／着礼服 288／8 12  
 339／342 官装了鼓／門内胡床 289／3 5  
 348／351 命婦等／列立畢 289／5 7  
 384／391 典儀曰／四位前如初 290／5 6、291／13 292／4  
 395／398 侍従／褰帳等云々 290／7 9  
 403／410 主殿寮／参入儀如何 290／10 13
- (10) 『歴代残闕日記』第一〇冊（臨川書店、一九八九年）所収。善本として、

国立歴史民俗博物館所蔵、田中穰氏旧蔵典籍古文書『大嘗会記』所収の一本がある。『大嘗会記』は即位・大嘗会の諸記録を収録した室町期の写本で、見返に中御門宣胤もしくは宣秀の筆とする識語を有する。本書の確認は東京大学史料編纂所の写真帳による。

- (11) 宮内庁書陵部所蔵、函架番号は九一四八。鎌倉期の写本とみられる巻子本で、為房卿記と時範記を引載した部類記である。巻首を欠き、為房卿記は後半のみが残っているが、記述の内容から筆者は為房と考えて間違いない。書誌については、高田義彦「宮内庁書陵部所蔵 九条本部類記引用記録編年集成（稿）」（加藤友康研究代表『画像史料解析による前近代日本の儀式構造の空間構成と時間的遷移に関する研究』科学研究費基盤研究（A）研究成果報告書、二〇〇八年）を参照。

- (12) なお「俊経卿記」には、嘉承御即位次第と一致する内容を、「江次第」ではなく「記文」として引く箇所が複数ある。嘉承御即位次第の78、225行目は、「俊経卿記」と同様に即位儀の装束を記した部分であり、しかも院政期の他の記録には見られない装束の記述が多い。また嘉承御即位次第も割註内で「記文」を参照している（143行目、155行目）。これらの「記文」が「装束記文」を指すとすれば、嘉承御即位次第の装束の記述の多くは、『装束記文』に基づいている可能性がある。

- (13) 所功「『江家次第』の成立」（註(2) 前掲著書所収）、清水潔「『江家次第』大嘗会記事の性格とその成立」（『続大嘗祭の研究』皇学館大学出版部、一九八九年）、橋本義彦「『江次第』（付）『江次第鈔』——尊経閣文庫本を中心に——」（同『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九年、初出は一九九七年）を参照。特に清水潔氏は異本の内容を踏まえて、踐祚下巻の成立時期を詳細に検討している。踐祚下巻の異本として知られているのは、尊経閣文庫所蔵巻子本の巻十四と、天理図書館所蔵一冊本の二点である。共に巻十四として伝わっているが、流布本では巻十五に当る。なお、ここでいう流布本とは、故実叢書本の底本である内閣文庫所蔵紅葉山文庫本（慶長写本）、および神道体系

本の底本である承応二年版本の系統に属するものを指す。

- (14) 治承の「即位式」については、宮内庁書陵部に九条本の近世写本が二点ある(函架番号九一三一五、九一五一七二)。問題の部分は、「内侍二人(服<sup>三</sup>礼服<sup>一</sup>)、持<sup>三</sup>御劍璽匣<sup>一</sup>候<sup>三</sup>御前後<sup>一</sup>」と記されている。

- (15) 和田英松氏は一条兼良の説を「信じ難し」としたが(註(2)前掲著書)、これに対して所功氏は、匡房が寛治年間(一〇八七〜九五)から晩年までの長期間、本書の編纂と補訂を続けていたことを論じ、また現在伝わる構成を完成させたのは後人である可能性を改めて指摘している(註(13)前掲論文)。そもそも流布本には、後人による追記や『江次第鈔』等の記述の混入が知られており、匡房によって編まれた原形がどれほど残っているのが問題となる。私見では踐祚上巻も例外ではなく、「即位間事」に続く「后宮出車事」の項目には、即位の内容から脱線した『伊勢物語』第七六段の逸話や小野小町の鬻體伝承などが記されており、摺入と考えるべきである。

- (16) 京都大学付属図書館所蔵、請求記号は4/コ/17。貞和(第一冊)・永享(第二冊)・永正(第三冊)・寛正(第四冊と第五冊)の計五種の「御即位次第」からなる近世写本である。巻次は京都大学電子図書館(<http://edbl.kulib.kyoto-u.ac.jp>)で公開されている画像の配列に基づいた。

- (17) 宮内庁書陵部所蔵。清書本二冊(函架番号九一五二一八)と、草稿本一冊(尾欠、自筆本「道房公記」のうちの一点、函架番号九一五一一九)がある。このうち清書本第二冊は、「寛永廿年四月終編集畢」/左大臣〔花押〕の自筆奥書を有する。

- (18) 註(13)前掲所功論文・清水潔論文参照。

- (19) 井上正望「儀式作法の評価と実態―大江匡房説を例に―」(『史観』一六九、二〇一三年)を参照。

- (20) 晩年の匡房の文筆活動や先例観は、忠実以外の公卿からもしばしば批判されたことが知られている。嘉承二年当時の匡房は、人々の談話を「不見<sup>レ</sup>知暗<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>記<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>」し、その内容には「僻事」や「虚言」があったと

いう(『中右記』同年三月三〇日条、九月二九日条)。また匡房は、既に別人が作成していた香隆寺での結縁経供養の願文を擬作し、披露した。藤原宗忠はこの出来事を「世間之人為<sup>三</sup>文狂<sup>一</sup>歎、可<sup>レ</sup>謂<sup>三</sup>物怪歎<sup>一</sup>」と評している(九月二九日条)。以上の記事については、松本昭彦「中右記」にみる大江匡房像(『国文学解釈と観賞』六〇―一〇、一九九五年)を参照。

- (21) 上川通夫「中世の即位儀礼と仏教」(同『日本中世仏教形成史論』校倉書房、二〇〇七年、初出は一九八七年)、小川剛夫「大嘗会神膳供進の儀と即位灌頂」(同『二条良基研究』笠間書院、二〇〇五年、初出は一九九七年)、橋本政宣「即位灌頂と二条家」(同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、初出は一九九九年)を参照。

- (22) 松本郁代「中世の即位灌頂と「天皇」―即位灌頂実修の背景―」(同『中世王権と即位灌頂』森話社、二〇〇五年、初出は二〇〇四年)、齋木涼子「仏教的天皇像と神仏習合―仁寿殿観音像・即位灌頂―」(『ヒストリア』二一九、二〇一〇年)、坂口太郎「鎌倉後期宮廷の密教儀礼と王家重宝―清浄光寺蔵「後醍醐天皇像」の背景―」(『日本史研究』六二〇、二〇一四年)を参照。

- (23) 上島亨「藤原道長と院政」(同『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出は二〇〇一年)。

- (24) 伊藤聡「天照大神・大日如来同体説の形成」(同『中世天照大神信仰の研究』法蔵館、二〇一一年、初出は二〇〇三年)、上島亨「日本中世の神観念と国土観」(註(23)前掲著書所収、初出は二〇〇四年)を参照。

〔付記〕

本書の翻刻は宮内庁書陵部の許可をいただいた。また宮内庁書陵部所蔵の九条本について数々のご教示を賜った石田美洋氏と、史料調査に当たってお世話になった各所蔵機関の方々に、末筆ながら深甚の謝意を表したい。

翻刻

(例言)

- 一、字配りと首書・傍書・合点・挿入符は原本のそれを極力保存するよう努め、朱筆の文字にはゴシック体を用いた。また本文の行数を算用数字で示し、紙の継目に「」を付した。
- 一、字体は原則として常用漢字を用い、読点と並列点を適宜加えた。判読不能の文字は☒で示した。
- 一、墨抹された文字は■で示し、見せ消ちのある文字は左傍に々を付した。上に重ねて別の文字が書かれている場合は、訂正前の文字を右傍の( )内に×を冠して示した。
- 一、翻刻者が加えた傍註のうち、本文に置き換えるべき文字を含むものは( )内に示し、その他の註は( )内に示した。

御即位

(九条皇弟崇外題)

為房卿記 嘉承三十二年朔日  
鳥羽院事

御即位儀

遣伊勢奉幣事

御受禪後以吉日、被奉遣伊勢奉幣、於建礼門前被□

之、此儀在別、近例定御即位日時之日、勅  
此奉幣日時、多近御即位期被申 幼主時、撰政大臣於大極殿

發遣之、應德三、雖諒闇着吉服行之、小安殿中央東間

東西行敷広庭、頗迫北  
壁敷之立廻大宋御屏風、東西北  
各一帖其内

敷面端疊三枚、為撰政座、□枚  
敷其東屏風外敷庭

并薦等、敷斜行薦一枚、其上置御幣如恒、  
延上敷面端半疊一枚、為撰政座、  
頗迫南中央間 馬道、敷薦、其

上敷緑端長疊等、為上達部・殿上人等座、頗迫西障子敷  
之南上東面自余

御装束如常、又西隔内設女官座、以屏風立隔為内侍

裏御幣之所、先是内侍參入、用行車  
藏入車下自昭慶門西小門、

永於小安殿裏幣如恒、行事弁監臨、内藏官人並

使忌部相共重之、破尺中央、以其一枚与使、以其枚置

行事所為後日証、内藏寮各送文二通、其幣物如常、

但内藏式与近代所行相違、尚可依彼式文敷、無色綾時

可申生綾、而近代五色 青赤、白  
黄、黒 外加生綾・生絹、尤可

恠之、如内藏寮式者、綿两面、五色綾深紫・浅紫・緋・黄・中緑

等也、已上内  
宮料 緋・中緑・縹・黄纈帛各一疋、帛一疋、已上外  
宮料

故撰政始為上卿被行奉幣事之時、據式文、而經數年

又用例五色、昭慶門東廊内南設公卿座、其東妻設行

事弁以下座、嘉喜門内東掖設上官座、南北並如常、東廊設上卿立幣座、又如常、自余事等如常、仍不委記、  
 攝政參入於小安殿、上卿着昭慶門座、問事具否之後、  
先弁問幣事、次外記問使事、攝政盥漱了後、出屏風東、於幣座兩反再拜了、次中臣、忌部、卜部等參入、立大極殿良角版如恒、攝政宣、忌部參來、忌部參入、先取外宮料給於卜部、次取內宮料、退下復列、  
 攝政宣、中臣參來、中臣參入、並用南階攝政宣、吉久申、奉禮不加如常字、依代初也、忌部、卜部、中臣次第退出、此間上卿於東廊座給宣命、安和例、加載九月、例幣延引由、上卿複昭慶門座後、幣使遠去、以不見為限、攝政以下退出、被勸御即位日時、大起着仗座、令弁仰陰焯寮、勸申如恒、  
 件日、依集靈金匱經以御受禪日尋有氣無氣等□  
 又依遁甲經定時、奏聞了了弁、定殿上侍從并少納言奏聞、外記進例文、令參議書之、  
 即位擬侍從、左、正三位源朝臣、或用親王、無親王時用源氏宰相、寬和、應德例也、正四位下藤原朝臣、少納言正五位下藤原朝臣、在從  
□位藤原朝臣、或認非參議有奉仕之例、從四位藤原朝臣、少納言從五位上源朝臣、子着礼服者、父有被免件役之例、兄弟二人被免其一、侍從不用  
未得解由、次宣命使、正二位源朝臣、典儀、從五位上源朝臣、次仰以礼服公卿、大中納言、參議各三人役、安和例、中納言一人參議一人、次被定大將代、以地下四位為之、又仰式部、令差進贊者、用諸司、初分之中有官各者、其裝束内藏寮給之云々、  
 次藏人方被定女官、褰帳二人、大、近代多用女王、不論有位無位、右用典侍、  
 内侍二人、若内侍有障、以命婦為代、威儀命婦四人、四位二人、五位二人、但四位者以五位為代、無五位以六位為代、  
 已上可着礼服、其色目在輿、

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42

供奉女房十人、裝束花紋、泥鬆唐衣、纈纈裳、錦鞋、例扇、  
 執翳女孺十八人、裝束見出、  
 弁始行事所、多用大政、官朝所、成請奏々々下如恒、藏人又始行事所、奏下請奏、  
以上量用途成請奏、又召諸司、諸國物、并仰諸事等、見代々符案、標案、或給案符、  
 次以吉日、覽礼服、内藏御幸權於小坂敷上、先是行事藏人向彼察見之、其後以吉日御覽、近習公卿候御前、直衣、殿上人束帶、其御裝束等有外記、見輿、御冠、玉佩若有破損、若為諒闇者、素服公卿以下除服可從事由、被下宣旨、前十許日以吉日、藏人頭召中臣、登上、被仰籠神祇官、可祈申御即位間御躰平安、并可無風雨難由、  
 至御即位日、近例又被祈申石清水、賀茂、又書消息遣寺々、小舍人為使、  
東大寺 興福寺 延曆寺 蘭城寺 東寺 仁和寺  
 法成寺 円宗寺 法勝寺 又可加尊勝寺敷  
 各於本寺可祈、  
 又可被仰長日臨時御修法阿闍梨等、  
 前四日式部立標、見出、  
 前二日有習礼事、見出、  
 御即位叙位事  
 前二三日扱吉日、儀叙位、伴佐、百濟等叙之、若幼主時、於攝政所御行之、先藏人等撰申文、撰政家司一人副之、公卿自仗座依彼命内宿所、弁取筥文、大弁執筆、上殿力、殿弁仰院宮御給可遣置之由、諸大夫居衝重、冬時又居火櫃、又代物必不定受領功過、攝政或於簾中行、自簾下出盃、外座第一人進取盃流巡、簾中、時攝政、時東帶、自余事大略同御前、  
 布袴、橫座、

43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65

前二日、大臣宣撰内外、令供奉其職、延長八年十一月二日、定藏待從等、御即位由、召諸司、諸衛仰之、廿日召仰、外記奉左大臣宣仰、今月十八日、諸衛如恒、裝束使裝飾大極殿、

前十五日、裝束使仰左右衛門府、令掃除龍尾道以北、仰

左右馬寮、令掃除大極殿以北小安殿東西、又仰左右衛門府、

東西相分敷砂、仰民部省、令諸司直丁等掃除龍尾道以

南、謂直丁、

親王公卿習禮事、近代不行之

前四日、親王公卿習禮於八省院、其座設昭訓門内南掖

廊、木工寮結管貫、大藏省、曳幔、掃部寮設座、少納言・弁・外記・史・令生・官掌等

座設其南、作習禮、近代不行之

前二日、仰主殿寮、令洒掃大極殿内並高御座、又仰左

右衛門府、令掃除小安殿并軒廊東西北廊等、率諸司裝

飾大極殿、

南榮上十一間、懸獸形繡帽額、以蘇芳色油為裏、在大藏省、近

木工寮構雲梯、足之、他高所裝束、令奉仕、高御座蓋頂、立

大鳳形一翼、高、高一尺七寸許、向南、其前後、薄風八角上、立小鳳形

各一翼、各高一尺許、

南面薄風上、比立鏡三面、有順光、

應德記云、鳳中間每面、比立八花形鏡三面、順、大為中、

其中中央鏡左右、立堀物玉唐草各一本、准此、

應德記云、中央鏡左右、立日脚形、金銅形鑲、中入火取玉一類、形如雲葉、大五六寸許、

自余七面准之、但及順以、蓋裏中央、着大鏡一面、徑一尺、

角木下、懸玉幡各一流、其内入一許尺八面、各懸堀物帽額、帽

二枚、宛德以後紛失、其内懸堀物蛇舌、以玉貫飾、並内匠、内藏兩寮供奉、

不懸北乾方之、

66

其内懸御帳、表紫綾、裏緋綾、高御座鋪禪欄端大御畳一

枚、裏、其上加唐錦端龍鬢地鋪、裏濃、其上鋪唐軟錦

端茵、狹因龍鬢五寸、面白、其上鋪東京錦端茵一枚、大如例茵、

裏濃打並、東西行、

左立螺鈿御脇息一脚、

右置張脇息、有錦覆、

土居上鋪青地鴛鴦文錦三枚、謂第二層、

壇上鋪緋地盤絵綾、謂第三層、

應德記云、赤地唐錦云々、

其所々置鉄鎮子廿枚、裏以帛、並内藏寮供奉、

壇上良乾兩角、立繡孔雀御屏風各二帖、每帖四枚、裏青白橡

固之、件鎮子者不裏、他高御座壇下東西三間内并身屋於

内、鋪布单、其上鋪西面錦、東西、其所々置鎮子、件及兩

西妻各一枚、身屋北於南辺、起自高御座良角東西行、

立黑漆幔台各六基、

東第二間東於不及四尺許、西二、曳緋網懸柏形大

結幔、内藏寮、北三戸懸幌、面緋緋、裏白絹、從、請内藏寮

座東西相去二丈、立褰帳壺床子、左向西、右向東、与高御座

其東西各去二丈五尺、更各北折五尺、立威儀命婦座

同床子二脚、南四位座、当高御座東階南開於、以床子北妻当件柱、五位

戶、座、北開柱、以床子南妻柱、柱、西又准之、但件座当殿北面

東西、命之、東西戸内、立白木床子九脚、三行立之、每為屏

織女孺座、右南上、西面、殿東西戸閉不開、二不懸幌、

同東西戸北壁、雙立屏織九枚、三枚一丈二尺、三枚九尺、

三枚六尺、西又准之、但

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

左醫續、右殿南庇東第二間、置侍從位氈二枚、一枚乾、兩  
醫綠色、禮畢親王位氈、若三位奉仕者、可鋪紫綠氈一枚、葉方、綠端、四位侍從位氈、南榮第一二間当中  
 柱、置少納言位氈、件氈等似西絹、中子鳥毛、掃部寮、高御座  
 西腋幔內、立廻六尺山水御屏風、三帖、其南方立几  
 帳、其內鋪禪榻端疊二枚、其上鋪東京錦茵、  
(續)鴛鴦、為皇后休息座、延長八年、設御座於高御座  
 文、為皇后休息座、御座東云々、近例如此、高御座  
 東脇幔北、立廻大宋御屏風三帖、左右後、其內鎮向  
(續)面三枚、為撰政座、廣德官記云、屏風一帖、近例高御座、北中戸  
 壇上西北角、敷菅呂座一枚為撰政座、北中戸  
 內高御座北階東西、各張斑幔、主殿寮供奉、其內敷葉  
 薦、其上鋪細布單、加兩面、內藏寮供奉、以此  
(中)高御座北階与殿申屏之間東西一問、立書御屏風  
 各一帖、南北妻、掃部寮供奉、從同戸外掖經軒廊、至于小  
 安殿北戸東西同掖、威同幔、軒廊從柱外、小安殿從柱內、件幔  
(兩方)其間鋪葉薦、其上鋪細布單、六幅、其上鋪兩面、兩件  
(前)面本三幅、近代設北此、高御座北階下、東幔以東大倍倍幔以北、設  
 女官候座、近代設北此、其內鋪葉薦、其上南鋪  
(前)黃端疊、北鋪葉薦、並東西行、  
 小安殿除中央間外東西各四間南頭、立亘布障子、  
內藏寮供之、其中戸内東西掖南北行、立同障子各一枚、  
並有其東四間內東二間、裝飾皇后御座、掃部寮、以緋  
 綱曳東北二方、懸纈纈斑幔、進之、其內鋪葉薦、  
綱大藏省廣庭等、東北二面立大宋御屏風、其御屏風与斑幔  
 之間相去四尺許、鋪黃端疊十枚、東四枚、北六枚、為南立

112 變天雲御屏風三帖、近代不見、亦立、西方從幔相去四尺  
大宋御屏風許、立大宋御屏風三帖、北掖二帖、南掖一帖、其東去四尺  
其間開之許、立同御屏風一帖、為屏代、其內裝飾御座、  
 113 当西第二間中央、鋪紫二色綾毯代、四角置、其上立塵  
 114 蒔大床子二脚、治曆用螺細大床子并屏形鎮子於、上鋪高麗  
(一)褥、其東去三尺許南向北行、立白木細床子一脚、  
 115 上鋪軟錦端御疊、禮服、其東面北行、立書御屏  
 116 風三帖、西向、又用、其東方南向北行、立六尺山水御屏風  
大宋三帖、東向、其內裝飾皇后御座、件皇后御座子細不見記文  
為平鋪敷、供細帖、上鋪茵、天皇御座西御屏風乾角、立書御屏風二帖、南向、開、近  
代西端近東、近代立大宋御屏風、其內鋪小蒔二枚、立朱漆小倚子一脚、  
 117 為御裝、此御屏風以東、開皇后庭道、西面敷、殿北面東西  
 118 戸懸幌、如大極殿、西四間內傍東南障子并西北壁、鋪薦、  
 119 疊等、設女官座、西四間南障子南御壇上、東西行鋪疊、  
殿上侍臣角壇下北行、立幔柱張斑幔、至于小安殿良角折、  
 120 当殿中戸中央、立加兩幔柱、經同殿乾角南折、竟同坤角、  
 121 於東西端、為御輿幸時之幔門、西戸東掖、  
 122 去壇下各、斑幔內、殿東西戸外掖、南北張幔、西戸東掖、  
 123 斑幔外、当昭慶門東西掖、結管貫南北行懸幔、此  
 124 当昭慶門內屏門幔左右、件、門前張屏代幔、昭訓門內南廊第立  
昭訓門內南廊第立間壇下、西去三丈五尺南去二丈、設內弁大臣一丈幌、纈纈  
骨、東方垂內幔、其下鋪蘆蓍、立兀子、掃部寮、其前立黑  
供奉之、黑漆

漆案一脚、幄南立鉦鼓、南一丈立鉦、其南立鼓、北鉦、

其東立兵庫、大臣幄東砌、鋪外記・史座、西上北面、平敷、左右近衛

陳設殿南壇下、南去三丈東西折一丈、此謂階下陣、左以西、右以東為上、各立

胡床四行、每行十脚但不立幃、其後鋪內記座、其後鋪內史座、已上平敷、

內匠・兵庫兩寮、率木工夫・鼓吹戶等、当大極殿中

階南去十五丈四尺、樹銅烏幢、北、東、南、西、四、向、東樹日像幢、次木

旗、次青龍旗、此旗当殿、東頭柱、銅烏幢西樹月像幢、次白虎旗、

次玄武旗、件旗当殿、西柱、並前十五日、內匠寮与木工寮共

建柱管、各二丈、与蒼龍・白虎兩樓南妻柱平頭、中階

南去十丈東西相對、各立火炬榻一脚、東西相、去六丈、上各居

香奩一口、因書寮供奉、香殿、其南頭各立床子一脚、東西相去六丈、主殿、

料・当日早朝、中務丞・録率史生・省掌等、中階南

去十二丈西折、置典儀版、差西南退置贊者版、式

部丞・録率史生・省掌等、置版位六十二枚、卅一枚正位、卅一枚侍從、但位多、少、云之、

龍尾道南十七丈、置宣命版位、

東折二丈五尺、更南去四丈、置太政大臣版、無人者不置之、

南去左大臣版、南去納言版、南去中納言版、東去八尺、南折二尺、立三位參議、非參議三位標、紫宸殿表東日記云、中納言標東去八尺、

南去四位參議版、南去臣四位版、南去五位版三、

南去六位版二、南去七位版二、南去八位版二、

南去初位版二、南去無位版二、相去各一丈三尺、

宣命版位西去二丈五尺南折四丈、置親王版、南去右大臣版、

158

南去非參議三位版、南去非參議王三版、位、此三位主四位、非退東西、其丈尺准、

181

159

南去王五位版、南去四位版、南去五位版三、

182

160

南去六位版二、南去位版二、南去八位版二、

183

161

南去初位版二、南去無位版二、

184

162

龍尾道東西階上当樓北辺、設左右近衛陣、各去樓三丈五尺、

185

163

其前北立龍像幡、其南立万歲幡、其

186

164

南立鷹像幡、並高二丈四尺、其南小退東西、設中務丞

187

165

內舍人等陣、鋪之、虎皮奏請內藏寮、事了返上者、東面兕麤各一流、

188

166

鉦鼓各一面、諸衛効此、中務式云、兕麤幡二流、豫備六衛管柱、鉦鼓各二面、並有鷹并槌、內裏式云、羆字青龍旗相連去六尺、与近仗羆

189

167

幡、胡床、西亦、始新例者、東西登廊、准之、南設近衛陣云々、左右兵衛設龍尾道東西陣

190

168

階下陣、外、南去三丈東西各一丈、督在、兵衛陣又設昭慶・嘉喜・永福

191

169

門等內、胡床、左右衛門設會昌門外陣、立鸞像幡、亦尉以下

192

170

設応天門外、志以下陣設朱雀門外、幡、胡床准上、諸衛鉦旗數見、雜例、第尺准上、

193

171

從朱雀門外至于教業・豐財南坊、但衛土陣、謂、宣政・章善

194

172

門等之外、設左衛門陣、当日丑一刻、設式部輔以下省掌

195

173

以上座於省西門、會昌門內東西掖壇、左右衛門府各居銅

196

174

鑄狛犬形一頭、北向、同門東西掖壇上、各設左右衛門府

197

175

胡床一脚、伴、在伯間、章德・興礼兩門前東西行、各帳

198

176

幔一条、他効此、大藏省式云、諸門懸幔、內三丈、門不用、但、承平日記云、會昌門前立理幔云々、東朝集堂設

199

177

親王・公卿座、從東堂身屋北第三間東柱下南行、立

200

178

大臣以下兀子・独床子・簀子敷床子、北上西面、兀子大臣以下、中納言以下、敷床子、

201

179

其上各有敷物、大臣紫色、大納言綠色、中納言、大臣座前立

202

180

參議、數床子、大臣座前立

203

白木床子、置（置）觀宮、東壇下立白木床子二脚、弁、少納言其  
 東立二脚、史記、外記、置每前立立床子、其東立四脚、（置力）  
 召使座、置南北行、向西從西堂身屋北第三間西柱下南行、  
 立親王以下散三位以上元子・独床子、近代不見、  
 会昌門外東去九丈、自南去五丈立鉦、南去一丈立鼓、  
 応天門內東西壇上、敷式部座二行、前一行置座、後一行  
 史生、省掌座、置東西行、  
 北左闕樓西南角壇下、西去一丈立鼓、其北去六尺立鉦、朱  
 雀門內東去十丈、自壇北去七丈立鉦、北去一尺立鼓、昭慶門  
 內面東掖五間、為攝政宿所、西二間宿所、東三間客廳、并鋪高麗  
 紫端置、其南壇下引纈纈、東西、嘉喜門外面東掖、為  
 饗所、昭訓門北掖四間、為親王宿所、若親王不參者、  
 各二帖枚、日門  
 南四門、各內弁宿所、若親王不參者、內弁  
 在北仍三位侍從為宿所、光範門、是向  
 於昭訓門之西廊門也、以外面北掖四間、為右方三位侍從  
 宿所、  
 以同南四間大臣宿所、  
 以東登廊北面興福門以西三門、為左褰帳宿所、以西登  
 廊北面西花門以東三間、為右褰帳宿所、  
 已上並皆懸帽額、簾、  
 但褰帳宿所者、簾中立几帳、出女房袖口、（略）小慶門內西  
 掖、為御輦宿、  
 幼主時、南殿御帳後、立廻六尺山水御屏風、左右後、為  
 皇后宮、其  
 南方立几帳、其內設平敷御座茵、（舊）  
 文、  
 当日早公、御湯殿如常、

204 皇后度御南殿、有延道、女房  
 奉御几帳、近習侍臣助之、修御  
 205 諷誦於十ヶ寺、（申力）  
 時不定、以瀧口武者為使如常、  
 206 行幸藏人送礼服女房於大極殿、殿上侍臣奉出車  
 207 如恒、御葉陪從八人并御葉御膳辛櫃等如恒、左右衛門  
 兵衛士、出納  
 208 一人・小舍人八人供奉、執物內豎、（マ）  
 府也、御挿鞋、式篋、  
 209 又御調度給內藏寮令持候、御唐匣、御泔坏、御火取、  
 210 御二階、御脇息、几帳等也、六位藏人一人、行幸後還御  
 前令神祇官奉  
 仕大殿、并雜色以下留守、時刻、大臣以下并礼服不具公  
 211 卿等參內、近代用  
 有文帶、若御里內裏者、被仰留守參議并  
 212 方、次大臣參入於弓場殿、奏宣命、無草、若加別事者可奉、  
 奏草、歟、立后由相加時也、  
 213 又給下名并位記篋、藏人二人給之、大臣豫信內豎令持、（御）  
 又、  
 214 若御里同者、內記  
 215 下部可持敷、向八省宿、差內記送宣命於宣命使宿  
 216 所、其位記篋等在宿所、  
 217 次主上出御、男帝位袍、童帝  
 但豫弁御挿鞋、於御帳西、陰陽師往反閉、  
 218 畢退出、於西階出納給祿、（御）  
 次左次將以上出自敷政門、  
 219 列日華門外、右次將率御疊長等、之中用番長一人、但御大  
 內時、不具腰輿、  
 220 經階下至同門外、宸儀出御帳南頭、劔璽內侍立左  
 221 右、即持立御輿、（略）  
 於門前橋上、次將挂手、  
 左右、左北右、上腰少將  
 前立、中將以下依  
 次立、以中為上也、參議中將者、  
 在公卿列、御輿前之間、御輿後之、  
 列、  
 222 列立庭中、（西面）  
 為上、留守公卿立列後、左右將監以引陣進  
 223 立、（府）  
 列之、左將曹率近衛、開左腋門、（主）  
 主給人、  
 開門還入、闕司着  
 224 版、勅答、令申、闕司退、少納言着版、若無少納言、奏、云、勅  
 少將為代官、  
 225 答、取、少納言称唯傍行、召鈴名、（二）  
 声、如恒、次少納言至  
 226

長樂門階邊、令主鈴出鈴印、相共前行、寄御輿於南

上簣敷、御輿不向西北、御輿長等相扶持、駕輿丁等退候階腋、

掃部寮敷筵道、主殿寮撤輿覆、上臈

次將開輦戸、內侍御釵、次將取之、置輦中御前、右頭處、德置外

左、御座定、近仗称警蹕、若大将不候、中将称云々、此間左右近將監

各一人登自西階、昇大刀昇櫃授大舍人、御之間、女官昇御櫃置殿南簣子、西第二間、次掃部・女官下南殿御格子、但額間、皇后

乘御輦、奉几帳同上、皇后乘御了、次將閉輦戸、

御輿帷不上云々、或說上前方帷、輿中有中懸隔皇后、

此間近衛大将超國召大舍人、二音、大舍人称唯、仰云、

御綱張、大将不候者、仰之中將、天慶十年正月一日例也後年不仰可尋之

行列次第、先謂里内儀、

先左右京職兵士、次彈正台忠、疏各二人、次兵部省丞、録

各二人、次民部省丞、録各一人、次雅樂寮、次治部省

丞、録各一人、次式部省丞、録各二人、次太政大臣史二人、次

準人司官二人、史生二人、率大衣二人、番上準人四人、番上并

帶橫刀乘馬、但大衣已上取棒步行、今來準人卅人、次左衛門府督已下府生

已上列立、府生在、前、衛在後、衛士・門部夾、次左近衛府替已下府生已上

列、儀如、衛門、次内舍人中分左右、次中務省輔、丞各二人中分

左右、次侍從廿人中分左右、次威儀御馬一疋、右兵衛二人、

取物騎士四人分副左右、次左威儀御馬如右、次右儲御

馬一疋、次左儲御馬一疋、左右馬寮頭以下史生夾、次外記

二人各分左右、次親王以下參議以上、先上臈、次馱鈴馬、左右近衛各二人、大舍人四人左右配護、次主鈴、次少納言、次

大刀、次官内豎四人、左右近衛將監各一人、近衛各二人左右

相分配衛、次左右近衛騎陣各卅人、步陣各卅人左右

陣、步陣在内、騎陣在外、丞來、御輿、左右將各一人步、將二人共候于御輿

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

各一人、次大藏省丞・録各一人、次木工寮允・属各一人、大膳職進・属各一人、次大炊寮允・属各一人、女官已後大寮已

前並分列、近衛陣後、兵衛陣号、次右兵衛府、次右衛門府、次第列立、

次撰政大臣車、或騎馬在近衛陣、廣德、次后宮出車廿兩、宸儀、御小安殿事、例也、隨身前駉等如常、

宸儀入自昭慶門、於小安殿北壇上下御、内侍取璽鈕置大床上、但内侍未着礼服、經兩面庭道、入御東隔、幼主者

執柄奉袍、次皇后下御、入東隔、女房奉几帳、同上、

先是后宮女房車一兩、先參入候此所、其道、下自嘉南壇上、可入自小安殿、諸衛立陣、

大將代以下陣青龍・白虎樓、將監以下相分陣小安殿、左右

近衛陣龍尾道南階下、左右衛門督率尉以下陣於云

昌門外、佐率尉以下陣於广天門外、尉・門部三人居門内、

尉率志以下陣以下於朱雀門外、左右衛門陣会昌門外、

同尉以下陣朱雀門外、

兵衛相分陣昭慶門左右掖門内、

衛門相分可陣昭慶門北、可立騰旗、但左右衛門相分可陣小慶門北、近代而不見、

隼人司陣応天門東西、

諸衛各着陣、諸司取威儀物、列立於火鑪陣北、

大舍人在左近北、与近衛講字頭、北有内威儀、次掃部、件取物數見雜例、次主殿寮、並自大舍人東退也、左右西退、主殿・函書

兩寮、各服礼服列鑪東西、各去一丈五尺、兩寮東西各一人、第一入、次典

儀可押笏紙歟、替者入自光範門就位、外方公卿入自舍

耀門就座、西面北上、納言中階、參議南階、就時經上官座如

昇自東面階、降時用西階云々、少納言以下座在東庭、西義門就西朝集堂、近代不見、

彈正入自長樂門・永嘉兩門、謂广天門、東西掖門、列立東西朝集堂南

頭、式部丞・録以下起応天門内廊座、列立御前召計五位

以上、諸儀并備訖、典儀就位之後、弁補了由、内弁以下作法事、内弁大臣

次押笏紙、次取副下名於

笏、次内記給笏、以大臣入自昭訓門、經幄北着兀子、前案可、置式笏歟、

置内弁前案上、式部二筥在上、同一筥在中、兵部筥在下、

上官等着着幄東壇下上座、大臣召内豎、二音、内豎立

幄南、大臣宣、式乃官・兵乃司召七、同内豎称唯出召、二省丞

入自昭訓門、經幄東立幄南、西上北面、先召式乃官給下名、次

召兵乃司給下名如常、二省出了、大臣又召内豎、二音、内豎

如初立幄南、大臣仰云、式乃官・兵能司召七、内豎出召之、二

省輔・丞立幄南、大臣宣、式官、輔代進、大臣給式部二筥、

輔掃授丞、又氣大臣給一筥、取之復列、若叙親王者、有三合、大臣式部丞代有一人、

召兵司給位記筥、二省經左近陣復、後、下自龍尾壇東階、

經章福堂東并南、記、置位案上、兵部渡馳道置之、式部

歸東、出自東廊北端脇門、兵部渡西、出自西廊北脇、

時外弁上卿召々使、立堂西、堂中階、上卿宣、兵乃司召七、

召使出召之、兵部丞立西、北面立、上卿宣、裝了鼓令

擊、称唯退出、外弁擊鼓、九下、後之、諸門応之、即開

章徳・興礼兩門、謂合昌門東西掖門、自余小門先已開訖、両氏今度叙人也、雖未

296

昇自東面階、降時用西階云々、少納言以下座在東庭、西義門

319

297

就西朝集堂、近代不見、

320

298

彈正入自長樂門・永嘉兩門、謂广天門、東西掖門、列立東西朝集堂南

321

299

頭、式部丞・録以下起応天門内廊座、列立御前召計五位

322

300

以上、諸儀并備訖、典儀就位之後、弁補了由、内弁以下作法事、内弁大臣

323

301

次押笏紙、次取副下名於

324

302

笏、次内記給笏、以大臣入自昭訓門、經幄北着兀子、前案可、置式笏歟、

325

303

置内弁前案上、式部二筥在上、同一筥在中、兵部筥在下、

326

304

上官等着着幄東壇下上座、大臣召内豎、二音、内豎立

327

305

幄南、大臣宣、式乃官・兵乃司召七、同内豎称唯出召、二省丞

328

306

入自昭訓門、經幄東立幄南、西上北面、先召式乃官給下名、次

329

307

召兵乃司給下名如常、二省出了、大臣又召内豎、二音、内豎

330

308

如初立幄南、大臣仰云、式乃官・兵能司召七、内豎出召之、二

331

309

省輔・丞立幄南、大臣宣、式官、輔代進、大臣給式部二筥、

332

310

輔掃授丞、又氣大臣給一筥、取之復列、若叙親王者、有三合、大臣

333

311

召兵司給位記筥、二省經左近陣復、後、下自龍尾壇東階、

334

312

經章福堂東并南、置位案上、兵部渡馳道置之、式部

335

313

歸東、出自東廊北端脇門、兵部渡西、出自西廊北脇、

336

314

時外弁上卿召々使、立堂西、堂中階、上卿宣、兵乃司召七、

337

315

召使出召之、兵部丞立西、北面立、上卿宣、裝了鼓令

338

316

擊、称唯退出、外弁擊鼓、九下、後之、諸門応之、即開

339

317

章徳・興礼兩門、謂合昌門東西掖門、自余小門先已開訖、両氏今度叙人也、雖未

340

318

341



当于御前、跪而膝行三度、以揖、更亦挽伏、左右引笏

退而謂之奏日、礼畢、高長揖而膝行退還、起而傍

行左廻、出於南榮、揖而東折至第二間、揖而北折複本

位、以揖之、經四位前如初退複本位揖、兵庫頭申大臣、令擊

鉦、其儀如上、但垂御帳之鉦云々奉翳、褰帳垂帷、諸仗称蹕、天皇并

皇后還御於小安殿、其儀准上兵庫頭申大臣、令擊

退鼓、與、大臣曰、令擊、與、兵庫頭称唯、令擊、鼓云々、

侍從、少納言等退下、次内弁大臣退出、次群臣先叙人職罷

矣、不待諸門鼓心、或内弁及百官退後、殿上侍從退下、是叶式意云々、

群官罷、從上可罷歟、殿上者、侍從、少納言、次執翳、威儀、

褰帳等云々、次還宮、留藏人一人於少安殿、令送女房、至

左衛門陣、治、例、神祇官於大政官欲奉御、而稱無前例被停止神祇奉大麻、至南

庭南寄御輿如恒、准上可天皇下御、内侍取劔璽、母后

下御了、御輿退、鈴答、勅答、置介、少納言退、近衛中將

問曰、誰之か、侍公卿次第称名、留守公卿出雖有後位、次

称名、若於大極殿日及暗者、主殿寮人自昭訓、光範兩門、

候炉北頭、諸陣各陣前燒火、但殿上不举燈、口之、

時前後拳地星如常、雨儀、王卿列立昌福堂、叙列

在暉章、修式兩堂、以板敷路、趁就其堂云々、又各可應、種

笠歟、北山抄曰、此儀太無便宜、於東廊可行之、兵部

可列西廊歟、諸司陣、威儀物、燒香等儀、於兩堂可行之、

但彼時昭訓門北廊第四間立太子幄、南廊第三間立

大臣幄云、云々、今案、即位無太子參入儀如何至御礼服次

第、凡有四具、御礼服事

一具男御裝束、御冠巾子樣如凡人、但非三山、前後

有櫛形、以羅立之、押鬘、以金御巾子上置方物一枚、其體如折

筋、有金筋、四面端立玉、有莖、其前後垂玉環珞各十二流、其

頂中央立日形、有莖、傍向、以水精二枚合作、其中立三

足赤烏、日形、有力順光、大袖緋色、有、日、第一、月、第二、星、第三、

山、四、龍、五、華蟲、六、雜、宗彝、七、虎、八、雉、九、蛇、十、龍、十一、白、十二、黑、十三、粉、十四、粉、十五、粉、十六、粉、十七、粉、十八、粉、十九、粉、二十、粉、

無繡文、御裳同色、繡文等、藻、第一、折、第二、折、第三、折、

也、白、黻、四、兩、已、字、相、戾、也、白、與、黻、對、黑、與、青、也、為天子者、合華蟲為一、合粉米

為一、已、上、為諸侯者、各開為二、也、如尚書百積者、衣文

纈、裳文繡文云々、一具童御裝束、御冠下作如成人

御冠、但無巾子、頂有四形、赤烏如上、正面向上、與、可

尋、以金糸鎊之、無十二流、御額立鳳形、開翅正面、大袖

小袖、裳色繡等同上、一具女帝御裝束、御冠亦有

平巾子、無櫛形、押鬘上有三花枝鎊之、前有鳳形、

尾欠

388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425

